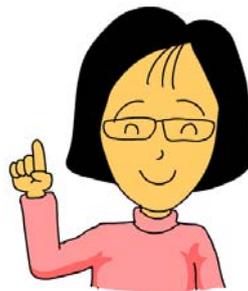


教員同士の学び合いをサポート

特別支援学校における 校内研修推進ガイドブック



平成 22 年 3 月

神奈川県立総合教育センター

はじめに

学校教育は、社会の変化や子どもの学力や発達課題を踏まえ、地域や家庭とのつながりのもとで質的充実が求められています。特別支援学校では、子どもの障害の重度重複化や多様化への対応が必要なこと、さらに教職員の大量退職・大量採用の時代を迎え、教育力の継承と向上が重要な課題となっています。

神奈川県では、このような現状に対応するために「かながわ教育ビジョン」「教職員人材確保・育成基本計画」において、優れた教職員の育成や校内研修の充実やOJTの推進を図ること、「平成21年度学校教育指導の重点」において、教員の資質向上を目指した研修・研究の充実の中の一つとして校内研修・校内研究の重要性をあげています。

これらのことを踏まえて、神奈川県立総合教育センターでは平成20年度から21年度までの2年間にわたり、県立特別支援学校と共同して「特別支援学校における校内研修支援の在り方研究」に取り組み、校内研修における教員間の学び合いの意義や効果的な学び合いに向けた方法等を明らかにしました。

本ガイドブックは、この調査研究の研究成果を広く普及し、特別支援学校における校内研修の充実に寄与することを目的として作成したものです。特別支援学校の校内研修を推進する方にご活用いただくと共に、初めて特別支援学校に赴任した方へのガイドとしてもご活用いただき、教員間の学び合いを豊かにし、障害のある子どもの教育活動の充実につなげていただければ幸いです。

平成22年3月

神奈川県立総合教育センター

所長 安藤正幸

目次

はじめに

本ガイドブックの目的と構成

第1部 特別支援学校校内研修推進者サポートブック

1	特別支援学校における校内研修とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特別支援学校教員の「校内研修」「校内研究」のニーズの傾向・・・・・・・・	2
3	「支え合いながら学ぶ」教員同士による協議の特長とポイント・・・・・・・・	5
4	協議の基本姿勢と視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	助言者を効果的に活用した校内研修のヒント・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	校内研修で活用できる資料の提供・・・・・・・・・・・・・・・・	10

引用文献・参考文献一覧

第2部 特別支援学校（知的障害教育部門・肢体不自由教育部門） 新担当者サポートブック

1	ようこそ特別支援学校へ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	子どもを理解する・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	子どもを理解する～コミュニケーションの視点～・・・・・・・・	15
4	子どもを理解する～知的障害児への安全配慮～・・・・・・・・	17
5	子どもを理解する～肢体不自由児への安全配慮～・・・・・・・・	19
6	チーム・ティーチングの実践・・・・・・・・・・・・・・・・	21
7	保護者を支え保護者と協力する・・・・・・・・・・・・・・・・	23
8	指導や支援を計画する・・・・・・・・・・・・・・・・	25
9	授業をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・	27
10	将来を見据える、制度を知る・・・・・・・・・・・・・・・・	29
11	子どもの課題の改善に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	31

作成関係者一覧

本ガイドブックの目的と構成

一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた指導や支援を行うためには、教員間の学び合いが大きな力となり支えとなります。本ガイドブックは、教員同士が支え合いながら学ぶ特別支援学校を支援することを目的として作成しました。ガイドブックは2部構成となっています。

第1部「特別支援学校校内研修推進者サポートブック」

「校内研修の意義」、「校内研修ニーズの傾向」、「教員同士が支え合いながら学ぶ、協議の特長とポイント」、「協議の基本姿勢と視点」、「助言者を効果的に活用した校内研修のヒント」、「校内研修で活用できる資料の提供」など、校内研修を企画・推進する際に役立つ考え方や情報等を、具体例を交えながら説明します。

第2部「特別支援学校（知的障害教育部門・肢体不自由教育部門）新担当者サポートブック」

特別支援学校（知的障害教育部門・肢体不自由教育部門）に初めて赴任した教員を対象とした、年度当初に必要な入門的内容を採り上げました。

あわせて、特別支援学校における校内研修で使用する、校内研修担当者用のプレゼンテーション資料を作成しました。

なお、本ガイドブックは、神奈川県立総合教育センターのホームページからダウンロードできますのでどうぞご利用ください。

第1部

特別支援学校

校内研修推進者サポートブック

1

特別支援学校における校内研修とは

教員の職務と研修

教員にとっての研修は、法律上はどのように位置付けられているでしょうか。教育基本法では、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあります。また、教育公務員特例法の第四章「研修」では、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とあります。すなわち、研究と修養を積み重ねて教師としての専門性を高めることが求められています。

教員の人材育成の3本柱と校内研修

教職員の力量向上には、「学校外の研修だけではなく学校での日ごろの業務を通じた実践的な研修が必要」(神奈川県立総合教育センター)であり、「学校内人材育成」、「学校外人材育成」、「自己啓発」が教員の人材育成の三本柱です。校内研修は「学校内人材育成」の一つとして位置付けられます。

日々の教育活動を支える校内研修

ドナルド・ショーンは、著書「専門家の知恵 - 反省的实践家は行為しながら考える」(佐藤学/秋田喜代美訳)の中で、「教師は『行為の中の省察』にもとづく『反省的实践家』である専門職」と述べています。すなわち、教師は日々の教育活動の中で振り返り、さらに取組み後にも振り返ることを積み重ねて教育の質を高めると考えます。校内研修とはこの省察という営みを教員同士で行うことの一つと言えるでしょう。

一人ひとりの子どもに応じた教育を支える校内研修

特別支援学校の教育では、一人ひとりの子どもの指導のねらいを明確にし、指導者間で共通理解を図り授業を進めることが大切です。そのためには、教員同士で話し合うことはとても重要です。

【本書における校内研修の表記について】

多くの特別支援学校では、校内で行う研修を校内研修と校内研究の二つに分けて取り組んでいます。校内研修は校内で実施する様々な研修全般を指し、校内研究は各学部等で定期的に実施する研究会や公開授業等を指します。このことから、本書では教育公務員特例法で示す広義の校内研修をそのまま表記し、学校の実情における校内研修や校内研究を「校内研修」「校内研究」と表記します。

2

特別支援学校教員の

「校内研修」「校内研究」ニーズの傾向

ここでは県立特別支援学校2校の教員を対象として実施したアンケート調査の分析結果を紹介します。調査内容と結果の詳細は、研究論文「特別支援学校における校内研修支援の在り方研究」を参照してください。

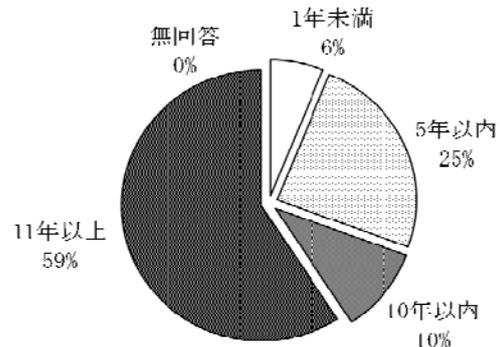
研修ニーズ

1

特別支援教育の経験はあっても、
現在所属する教育部門の経験は少ない
という人もいます。

- 特別支援教育経験年数が11年以上の人のうちの約3割は、現在の所属の経験年数が5年以内でした。
- 新任者や他校種からの転任者への対応だけでなく、障害種別の経験を踏まえた特別支援教育経験者への対応も必要でしょう。

特別支援教育経験年数が11年以上の教員の
現在の所属部門の経験年数



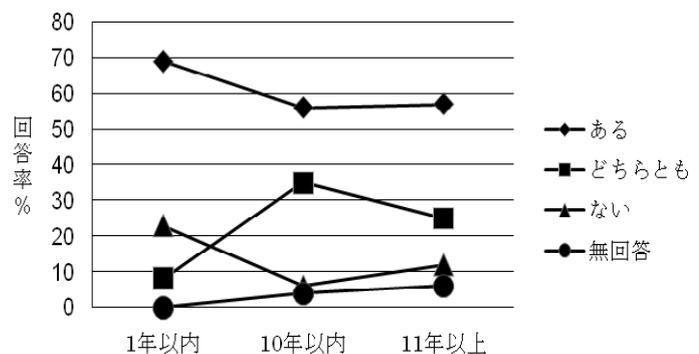
研修ニーズ

2

特別支援教育の経験年数にかかわらず、
多くの教員は、教育実践上の不安や戸惑いを
感じています。

- 特別支援教育の経験年数に関係なく、教育実践上の不安や戸惑いを感じている教員は50%を超えています。
- 特に、特別支援教育の経験年数が1年未満の教員の約70%は、教育実践上の不安や戸惑いを感じていると回答しました。

教育実践上の不安や戸惑いの有無
(特別支援教育経験年数別)

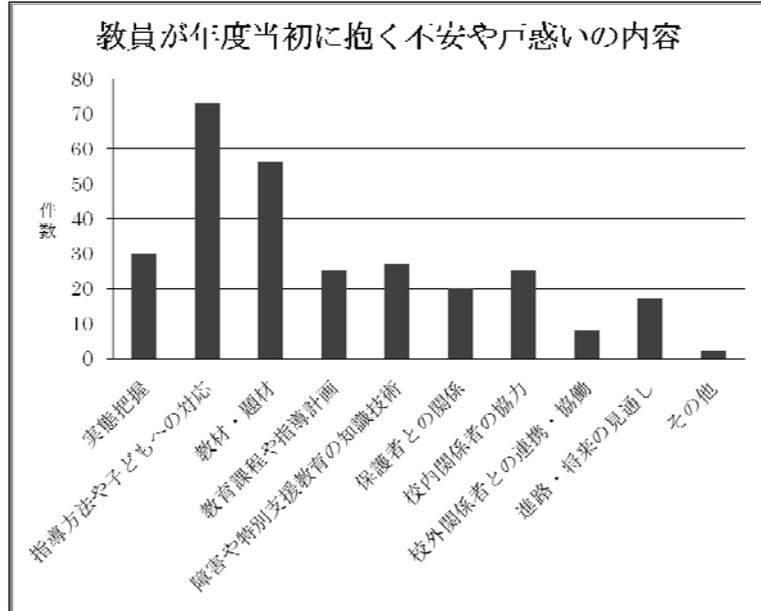


研修ニーズ

3

教育実践上の不安や戸惑いの内容は、多岐にわたっています。

- 「指導方法や子どもへの対応」、「教材や題材」など、日々の教育活動について、不安や戸惑いを感じている人がたくさんいることが窺えます。
- 「実態把握」、「教育課程や指導計画」、「障害や特別支援教育の知識技術」など、他の項目は回答数が分散していることから、課題は多岐にわたっていることが窺えます。



研修ニーズ

4

「校内研修」に教員が期待することと、「校内研究」に教員が期待することには、違いがあります。

「校内研修」への期待	回答数の多い順	「校内研究」への期待
関心のある知識や技術を学べる。	第1位	明日の実践のヒントを得られる。
明日の実践のヒントを得られる。	第2位	同僚と共に考える、同僚の考えを聞く。
普段は得にくい情報を得られる。	第3位	課題や問題を整理できる。

この調査では、校内で実施する様々な研修全般を「校内研修」、各学部等で定期的に実施する研究会や公開授業等を「校内研究」と区別し、全9項目から該当する3項目を選択しました。

「校内研修」「校内研究」のどちらにも期待すること

- 明日の実践のヒントを得られる

「校内研修」に期待すること

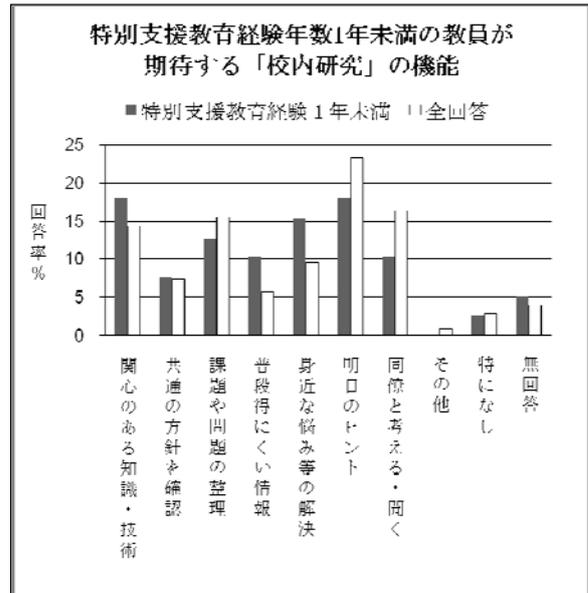
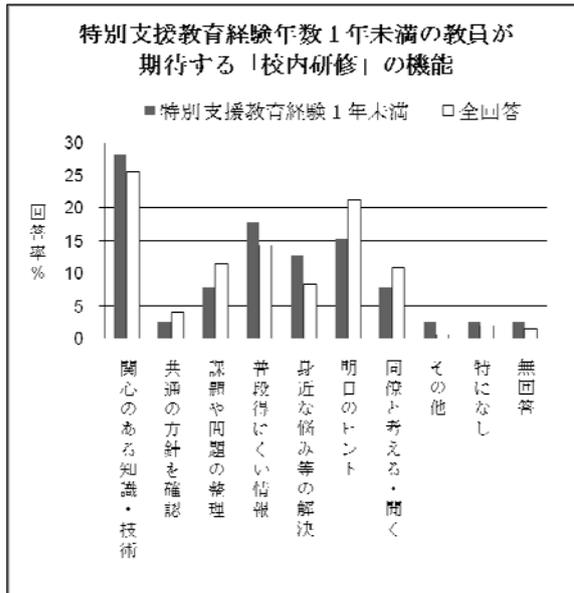
- 関心のある知識や技術を学べる
- 普段は得にくい情報が得られる

「校内研究」に期待すること

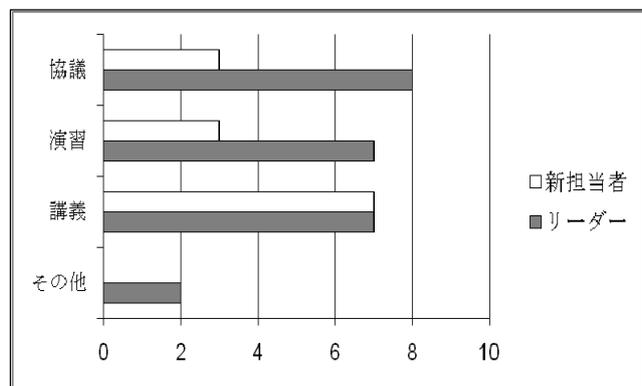
- 同僚と共に考える、同僚の考えを聞く
- 課題や問題を整理できる

「校内研修」や「校内研究」に対する、特別支援学校新担当者の期待には特徴があります。

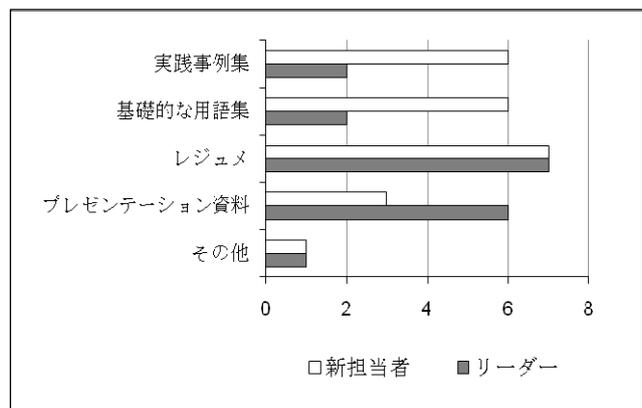
- 特別支援教育を初めて経験する方は、「関心のある知識・技術」、「普段得にくい情報」、「身近な悩み等の解決」を求める傾向が高いようです。



- 特別支援学校新担当者は、講義を重視するのに対して、リーダー（特別支援教育の経験豊富な教員）は、講義とともに協議や演習を重視する傾向にあります。



- リーダーは、プレゼンテーション資料とレジュメを中心とするのに対して、特別支援学校新担当者は、レジュメに加えて実践事例集や基礎的な用語集を必要とする傾向にあります。



3

「支え合いながら学ぶ」

教員同士による協議の特長とポイント

校内研究協議会の発話を記録し分析すると、教員同士が支え合いながら学ぶ協議の特長が見えてきました。ここでは、協議の特長と特長を生かすための参加者のポイントを紹介します。

特長 1

話題提供者は、話題提供の背景にある思いや意図を打ち明けました。

(例)協議の冒頭や協議前・協議中に、話題提供者が打ち明けたこと

- ・「本人の希望を叶えつつ学習を進めたい。」
- ・「この課題は本人にとって妥当なのか不安。」
- ・「子どもの気持ちや意思を、どう読み取ればよいか自信がない。」

ここがポイント

まず、話題提供者の思いや意図を聴きましょう。

特長 2

打ち明けられた思いや意図を、どのように受け止めるかによって協議の展開は様々でした。

(例)協議の展開の違い

【協議A】話題提供の思いや意図をテーマとして展開

思いや意図に沿った質問、アイデアの提案、課題分析等が行われました。

【協議B】話題提供の思いや意図をテーマとして限定せず、全参加者の感想や意見を順に求めた展開

たくさんの人からいろいろな視点の意見が示されました。

ここがポイント

話題提供の思いや意図を踏まえて、話し合いの目的や方針を明確にしましょう。

特長 3

話題提供者に参加者が共感することで、話題提供者は安心感を得られました。

(例)話題提供者の参加者のやりとり

参加者:「この子は、まだ学校に通い始めたばかりで、○先生(話題提供者)は模索しているところなんだよね。」

話題提供者:「そうですね。今模索しているところなんです。」と深く傾きながら応答しました。

ここがポイント

協議では、課題解決だけではなく、話題提供者の置かれている状況に共感することも大切です。

特長 4

参加者が、自分の考え・アイデア・感想を述べることで、
話題提供者との対話が始まりました。

(例)参加者の様々な発言

- ・ 詳細の説明を求める
- ・ 話題提供者と異なる視点や考え方を示す
- ・ 話題提供者の意図に沿った改善策を示す
- ・ 長所を評価する
- ・ 参加者自身の体験をもとに話す

ここがポイント

参加者自身は、自分の役割（話題提供者の成長のために各参加者が必要とされていること）を認識して、臨みましょう。

※協議の基本姿勢（P.7）を参照。

特長 5

きっかけとして提供されたテーマは、
教員間のニーズにあったテーマに発展しました。

(例)テーマの発展

1 話題提供「Aさんの個別学習について協議」

↓

2 思いや意図の打ち明け「本人の希望を叶えた学習の可能性」「今の学習課題の妥当性」を知りたい

↓

3 協議「今の学習課題の分析」「学習の目的の明確化と興味を生かした教材の提案」「生活への応用」

ここがポイント

テーマの本質を見極めながら話し合いを展開しましょう。

※協議の視点（P.7）を参照。

特長 6

話題提供者は、自分が投げかけたテーマについて、自分の言葉で語り直しました。

(例)協議中の話題提供者の語り直し

- ・ (参加者からアイデアが示されて)「なるほど。そのアイデアは浮かびませんでした。」
- ・ (課題を分析して)「(自分が用意した課題には)複数の要素が盛り込まれているんですね。」

ここがポイント

話し合ったことを、整理して振り返る機会を設けましょう。

4

協議の基本姿勢と視点

協議をより効果的に進めるためには、進め方の工夫が必要です。ここでは、協議の基本姿勢と協議の視点を紹介します。

協議の基本姿勢

1. 一方向的な批判は避けましょう。
2. 双方向（参加者同士、参加者と助言者）の話し合いを心がけましょう。
3. 思いこみだけではなく、事実を踏まえて語りましょう。
4. 教師の意図と子どもの活動の相違点を語りましょう。
5. 状況（教材、人との関係、環境、文脈等）とのつながりで語りましょう。
6. 子どもの考えや気持ちを代弁する立場で語りましょう。
7. 関連する経験談等を交えて、具体的に語りましょう。

協議の視点

感情や感想の共有	授業の印象	「教材の工夫を丁寧に行っていることが読み取れました。」
	参加者の発言の同意や受容	「そのとおりですね。一斉指示は難しいと感じました。」
授業での事実のつながり	できごとから事実を発見	「繰り返し発言していた単語には、意味がありそうです。」
	できごとの関連付け	「カルタの途中の間違い場面と離席との関係を検討しましょう。」
他の実践とのつながり	他の授業との関連付け	「この取組みを他の授業でやってみてはどうでしょうか。」
	他の教員の類似実践の想起や関連付け	「A、B先生の指示の出し方は共通していました。」
意味付けやとらえ直し	異なる表現で言い換え	「混乱時の『クールダウン』は『気持ちの切り替え』です。」
	できごとから概念や原則の抽出	「目の前に置くとすぐに触ることを〇〇と言います。」
	異なる視点や見解の提示	「Cさんの拒否的な活動は、要求行動とも考えられませんか。」
	できごとの価値の転換	「問題と思われる行動をコミュニケーション行動ととらえます。」
教科や教材内容のより広い意味でのとらえ直し	教科や教材内容のより広い意味でのとらえ直し	「ソーシャルスキルは、社会参加の重要な視点になります。」
	子どもの発達や視点の提示	「日常で使う単語を理解する段階にあると思います。」
指導方法等の原則	状況への対処方法の提示	「あの場面では応答しないことが妥当だと思います。」
	カリキュラムや一般的な指導方法	「数理解の順序性をもう一度押さえることが大事です。」

秋田喜代美 2008 「授業検討会談話と教師の学習」(秋田喜代美編 『授業の研究 教師の学習 レッスンスタディへのいざない』明石書店)を参照して作成。「 」内は調査研究協力校の校内研修における助言者の発言の例。

5

助言者を効果的に活用した 校内研修のヒント

助言者の参加は、校内研修に貢献する一方で視点の違いにより、効果的な連携・協力につながらないことも指摘されています。ここでは、校内研修で外部助言者を活用するためのヒントを紹介します。

校内研修の支援（助言者の活用）のポイント

- 学校での校内研修の位置付けや方法を踏まえた支援
- 学部や部門毎の校内研修の位置付けや方法を踏まえた支援
- 校内研修の年間計画を踏まえた支援
- 普段の学校生活の様子等を踏まえた支援

1 事前に助言者と相談する



助言者と事前にやりとりを重ね、校内研修の方針を大まかに確認しましょう。

2 普段の学校の様子も観察してもらおう



子どもの学習や諸々の活動の事実を全般的にとらえて校内研修を進めるために、助言者には、対象の授業だけでなく、その他の授業や授業以外の学校生活場面も参観してもらいましょう。

3 必要に応じて研究テーマに則した内容の講義を受ける

支援の対象となるチームの教員の構成に応じて、研究テーマに則した講義（例：自閉症の特性や基本的な支援の方針）を受けてみましょう。



4 必要に応じて専門職を活用する

必要に応じて、指導主事だけではなく、専門職（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、心理士など）の方にも助言者として参加してもらいましょう。

参考「自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実」、神奈川県教育委員会、平成22年3月



5 参加者全員が協議する雰囲気をつくる

協議の基本姿勢、協議の視点（P.7）を意識しつつ、参加者全員が話し合える雰囲気作りに努めましょう。



6 アフターフォローを活用する

協議会では、より焦点化された内容を協議するために、個別の相談や質問は協議会後に行いましょう。

協議を踏まえて実践し、次回助言者と連絡を取る時には、さらなる課題や疑問点について相談しましょう。



6

校内研修で活用できる資料の提供

特別支援学校（知的障害教育・肢体不自由教育） 新担当者サポートブック

このガイドブックの第2部がこれにあたります。

この資料は、教育実践上の不安や戸惑いを抱える特別支援学校への新転任者に対して、年度当初に学校で行うガイダンス等で活用することを想定し作成しました。

- 「関心のある知識・技術」や「普段得にくい情報」を得ることと「身近な悩み等の解決」を求める新転任者の期待に応えるために作成しました。
- 年度当初に必要な入門的内容を採り上げました。
- 新転任者が同僚に相談しながら学べる内容や構成となっています。

特別支援学校（知的障害教育・肢体不自由教育） 校内研修支援パック

この資料は、特別支援学校の要請を受けて作成した、校内研修担当者用のプレゼンテーション資料です。

- 個別の支援計画の理解～支援シートの作成～
 - 個別教育計画の理解
 - 特別支援学校の教育課程の理解～知的障害教育部門～
 - 特別支援学校の教育課程の理解～肢体不自由教育部門～
- 詳しくは、総合教育センターにお問い合わせください。

引用文献・参考文献一覧

- 神奈川県立総合教育センター 2009 「学校内人材育成（OJT）実践のためのガイドブック」 p.2
- 秋田喜代美 2008 「授業検討会談話と教師の学習」(秋田喜代美編 『授業の研究 教師の学習 レッスンスタディへのいざない』明石書店) pp.122-123
- 神奈川県教育委員会 2010 「自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実」
- 井出和夫、篠原朋子 2009 「特別支援学校における校内研修支援の在り方研究」(神奈川県立総合教育センター 『研究集録第28集』)
- 立花裕治、井出和夫 2010 「特別支援学校における校内研修支援の在り方研究」(神奈川県立総合教育センター 『研究集録第29集』)
- ドナルド ショーン / 佐藤学、秋田喜代美訳 2001 『専門家の知恵 - 反省的实践家は行為しながら考える』 ゆみる出版
- ミルトン・メイヤロフ / 田村真、向野宣之訳 2007 『ケアの本質 - 生きることの意味』 ゆみる出版

第2部

特別支援学校

(知的障害教育部門・肢体不自由教育部門)

新担当者サポートブック

1. ようこそ特別支援学校へ

特別支援学校は、障害のある子どもを対象とし、子どもの個性や特性に応じた、専門性の高い教育を行う学校です。子どもの障害は様々であり、複数の障害を併せ有する場合もあります。特別支援学校で実践するにあたり、基礎的な内容について紹介します。



特別支援学校では

その1 幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されています。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害の子どもを対象として教育を行います。

その2 子どもたちは、障害による学習上または生活上の困難があります。一人ひとりに応じた指導が大切です。

その3 その困難を改善・克服するために、特別な指導領域「自立活動」があります。

その4 障害の状態に応じて、弾力的な教育課程を編成できます。

その5 通学のためのスクールバスの運行や、通学が困難な子どものための自宅などへの訪問教育が行われています。

その6 職業的な自立に向け、産業現場実習をはじめとして、きめ細やかな進路指導が行われ、関係機関との連携のもと、子どもの成長を支え、一貫した支援をします。

特別支援学校の指導に向けて

障害特性の理解

特別支援学校の子どもは、障害の状態により、行動、学習、運動、生活などに困難があります。障害の特性を理解することは、その困難さの要因を理解することにつながります。障害特性の理解は、実践を進めるために必要不可欠なことです。

自立活動

自立活動とは、個々の子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難に対し、主体的な改善・克服しようとする取組みを促す教育活動です。6区分（健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）26項目から選定したものを、相互に関連付けて内容を設定し指導を行います。指導は、自立活動の時間を中心として、教科などにおいても密接に関連付けて行います。

特別支援学校の教育課程

*特別支援学校における教育課程の取り扱いは、次のとおりです。

1. 準ずる教育課程：視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である子どもに対しては、幼・小・中・高等学校に準ずる（同じ）教育と自立活動による教育を基本とします。
2. 下学年又は下学部適用の教育課程：障害の状態により特に必要がある場合、各教科の目標・内容の全部又は一部を前各学年（学部）と替えることができます。
3. 知的障害教育課程：知的障害者である子どもに対しては、幼・小・中・高等学校とは別の教科等があります。また特に必要がある場合には、各教科・領域の全部又は一部を合わせて指導が行えます。
4. 自立活動を主とする教育課程：重複障害のうち、障害の状態により特に必要のある場合には、各教科・領域などの目標及び内容の一部、若しくは道徳と特別活動を除く全てを替えて、自立活動を主として指導が行えます。

もっと知りたい

国や県の参考資料は？

- 文部科学省 2009 「特別支援学校教育要領・学習指導要領」
- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」

2. 子どもを理解する

障害のある子どもは、障害による学習上又は生活上の困難があります。そのような子どもの示す発言や行動を、どのように理解するのかは、指導・支援を進める上でとても重要です。

ここでは、子どもを理解し適切な指導・支援を行うための基本的な視点を紹介します。



まずはここから

その1 日々の健康観察を、丁寧に確実に行いましょう。

その2 子どものありのままの姿を見つめましょう。

その3 子どもの視点に立って理解することを心がけ、子どもが今何を感じているか、考えながらかわりましょう。

その4 授業や生活での小さな変化を見逃さないように、つねに意識して子どもとかわるようになりましょう。

その5 子どもの「得意なこと」や「できること」を生かして活動を展開しましょう。また、「できないこと」の要因を検討し、どのように援助すれば「できる」ようになるか考えましょう。

その6 子どもが「わかる伝え方」、「できる環境づくり」について、いつも工夫・改善をしましょう。

その7 子どもについて同僚や他職種の人と話をし、異なる視点を取り入れて、子どもの理解を深めましょう。

その8 保護者に聴きながら、子どもの理解を深めましょう。

参照：「7. 保護者を支え保護者と協力する」

例え

情報収集

子どもがどのような場で育ち、支援を受けてきたのかを知ることが重要です。引継書の記録、保護者や前任者からの聞き取りなどで情報収集します。内容としては、生育歴、療育や教育歴、障害などにかかわる医療歴、福祉機関とのかかわりの経緯など、個々により様々です。

行動観察

様々な場面における子どもの行動を日々観察して記録します。観点として、人や物とのかかわり、言葉への応答、環境への適応の程度、またどのくらいの頻度であられるか、以前の行動と比べて変化は見られるかなどです。これらの視点で観察し、行動の意味付けや成長を検討していきます。

面接・面談

子どもや保護者から話を聞いて、思いや願いを確認します。直接会って話を聞く方法と、連絡帳やアンケートなどで間接的に尋ねる方法があります。また、何気ない会話も、とても貴重な情報交換の機会となります。

参照：「7. 保護者を支え、保護者と協力する」

検査

様々な領域（心理、言語、コミュニケーション、社会性など）の検査があります。日常の行動観察からチェックする簡便なものから、検査室で実施するものなど多様です。担任が行う場合もあれば、専門の方に検査を依頼する場合もあります。同僚や保護者とよく相談し、検査方法や内容をよく理解してから実施しましょう。

もっと知りたい

専門性の向上のために

- 同僚や学部のリーダー、他職種の教員などから話を聞きます。
- 特別支援教育や医療・心理学に関する書籍で理解を深めます。
- 研修会などに参加し専門性を身に付けます。

国や県の参考資料は？

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「障害のある子どもの教育について学ぶ」 <http://www.nise.go.jp/blog/kyouikucontents.html>
- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」

3. 子どもを理解する

～コミュニケーションの視点～

障害のある子どもは、コミュニケーション面で様々な困難が見られます。コミュニケーションには意図された言葉だけではない、表に現れない内面の世界や矛盾した行為などが存在します。一面では捉えきれないコミュニケーションをどのように考えるかが重要になります。

ここでは、子どもとのよりよいコミュニケーションに向けた考え方と教育的視点の例を紹介します。



✚ まずはここから

その1 すべての子どもは、コミュニケーションをしたいという欲求を持っています。

その2 子どもにとって分かりやすいコミュニケーションの手段や内容、表現（発信）で伝えましょう。

その3 コミュニケーションは、言葉だけではなく、身振りや指差し、視線、表情など様々な手段を通じて行われます。

その4 子どもにとって分かりやすい内容は、興味・関心のあるものや、生活上でよく使用しているものなどです。

その5 視覚や聴覚などに障害のある場合には、見えやすさや聞こえやすさを把握して、分かりやすさと表出しやすさに配慮した状況を整えましょう。

その6 子どもの行動に注目し、コミュニケーションの芽となる「小さな・弱い」表現（表出）も受け止め、子どもに分かるように応答することが重要です。

✚ 例え

行動と意図

子どもの示す行動には、意識されていない場合でも、子ども自身の意図があります。意図を理解するためには、生活全般を把握することや、行動の結果で得られるものが何であるのかを理解する必要があります。例えば、問題と思われる行動が実はコミュニケーションである場合があります。子どもの意図と教員の受け止めがずれると、子どもは混乱して情緒的に不安定になります。受け止めがずれたま行動を修正しようとする対応すると、混乱が増し悪循環に陥ります。その際には、子どもの思いを受け止めて、冷静に考えるといった態度が必要になります。子どもを受け止めるといった態度も大切なコミュニケーションとなります。

コミュニケーションの評価

コミュニケーションに関する評価には、多様な視点があります。

- ・ 他者への意識 コンテキスト ・ 文脈理解
- ・ 語彙、構文理解 ・ 感情、情緒
- ・ 構音の状態 ・ 集団参加
- ・ 認知発達 ・ 伝達手段
- ・ 因果関係の理解 ・ 興味、関心
- ・ 運動動作 ・ 対人関係
- ・ 身体機能、構造 ・ 生活環境、状況
- ・ 家族関係 など

言語の理解

言語には様々な構成要素があり、言語機能の障害の要因も多様です。例えば、「聴覚による音源への反応」、「物の用途の理解」、「異なる感覚の連合」、「コミュニケーション」、「弁別学習」、「発話」、「文法・文章構成」などがあります。一人ひとりの子どもの言語の課題を把握し、言語指導にあたるのが大切です。

✚ もっと知りたい

専門性の向上のために

- 同僚や学部のリーダーなどから、過去の経験談を聞きましょう。
- 言語やコミュニケーションについて専門書や研修会などを通じて理解を深めましょう

国の参考資料は？

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 「障害のある子どもの教育について学ぶ」 <http://www.nise.go.jp/blog/kyouikucontents.html>

4. 子どもを理解する

～知的障害児への安全配慮～

教育活動は、どんな場面においても「安全」であることが大前提です。知的障害のある子どもは、危険に対する判断や回避が難しかったり、コミュニケーションが十分でなかったりするために、危険な場面に遭遇しやすい傾向があります。安全に配慮した教育実践の留意点を紹介します。



まずはここから

その1 興味・関心を持った周囲の物や人に対し、積極的にかかわろうとするのが、子どもです。

その2 知的障害のある子どもは、視野に入ったことに関心が高まり、周囲の安全状況を十分踏まえず、とび出しなどの突発的な行動をすることがあります。また、子ども同士のトラブルへ発展することもあります。

その3 指導者が目を離した僅かな時間に一人で移動し、その結果一時的に所在を見失うこともあります。

その4 すべての教育活動の大前提は、安全なことです。

その5 授業を含めた学校生活場面の全般において、危険箇所の事前の確認と安全の確保が重要です。

その6 子どもの日常の行動パターンを踏まえ、とりうる行動をあらかじめ予想しておくことも大事です。

その7 突発的事態が起きた場合を想定し、緊急体制の事前確認も必須です。

例えば

同僚と情報共有を

子どもの行動特性（例えば、〇〇という危険な行動をとる）について、日頃からの情報交換が大切です。「ヒヤリ」「ハッと」した体験をした場合、すぐに報告しあいましょう。クラス単位の緊急体制の確認も毎日頃から。

行動を予想し対応する

授業の計画段階で、対象児の危険な行動パターンをふまえ、その行動を未然に防ぐ検討をします。かかわり方、活動内容、環境設定等を柔軟に変えることで、危険な行動を防ぐことは、可能です。

「～のはず」は危険！

「Aさんは、この場面で自由な振る舞いをするはずなので、視野に入れておこう」。一方、「Bさんはのんびりしているはずだから、安心…」

事前の行動を予想することが大事ですが、「～のはず」という先入観で判断することは禁物です。「誰もが」「あらゆる状況下で」「様々な行動をする」という前提が重要です。

特に校外行事では最大の配慮を

校外学習、遠足、宿泊学習などの校外行事では、安全確認と事故防止の観点から、十分な実踏（下見）が必要です。いつもの教育場面を離れることで、子どもの気持ちは、見通しのつかないことによる不安や新奇な事物による興奮など、不安定になりがちです。事前の計画は慎重かつ丁寧に、当日は広角的な視野で指導に当たることが重要です。

もっと知りたい

専門性の向上のために

- 同僚や学部のリーダーなどから、過去の経験談を聞きましょう。
- 自身が「ヒヤリ」「ハッと」した出来事の要因を「子どもの行動特性」「活動内容」「設定されていた環境」「事前の想定」などの観点で、どこにどのような課題があったのか分析します。また、同僚から助言を受けましょう。

国や県の参考資料は？

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 「障害のある子どもの教育について学ぶ」 <http://www.nise.go.jp/blog/kyouikucontents.html>
- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」

5. 子どもを理解する

～肢体不自由児への安全配慮～

肢体不自由のある子どもは、身体の運動に制限があり、日常生活動作も含め、多くの介助や支援を必要とします。一方、不適切なかかわりにより、事故などにつながる危険もあります。

移動、姿勢、動作、摂食などについて、安全なかかわり方を紹介します。



まずはこちら

その1 まず、子どもが自分でどのように活動するのかをしっかりと見ます。できそうなところはゆっくり待ち、自分で行わせ、できないところを助けます。

その2 子どもが安心できるよう、笑顔と言葉かけ、丁寧なかかわりが一番です。言葉かけは前から、見える所から。

その3 自分で危険の判断や回避ができるか確認します。

その4 予期しない場面で筋緊張や発作等で転倒する子どもがいます。いつでも腰を持てるなど、すぐに対応できる体勢でいましょう。

その5 言葉で表現できない子どもは、表情や声、身体の動きや緊張や汗などで変化をとらえましょう。

その6 子どもは何をやりたいのか、子どものどの力を支援するのか、これらのことを絶えず考えながら支援にあたります。

例えば

車いすの子どもの介助は

- ・ 停止時は必ずブレーキをかけます。
- ・ 動かすことを子どもに知らせて、手足が車輪に巻き込まれないよう確認します。
- ・ 着いているベルト類を装着します。
- ・ 足元に注意し前方に余裕をもたせます。
- ・ 大きな段差は後向きでゆっくり降ります。
- ・ 押しながら肩などに触れていると、急なときに支えられます。
- ・ 1日1回は必ず車いすから降り、自由に自分で動ける時間を設けましょう。

姿勢の維持は

- ・ いす座位では足底全体を床につけます。
- ・ 膝は90度程度に曲げ深めに座ります。
- ・ 不安定ならクッションで安定させます。
- ・ 背骨の偏り（側わん）があっても苦しそうでなければ大丈夫です。
- ・ 同じ姿勢ばかりでなく、目的に合った多様な姿勢をとることが大切です。
- ・ できるだけ目の高さで言葉をかけます。

動作の介助は

- ・ 自分で立ち上がれる子どもは、タイミングを待って支えます。
- ・ 抱く場合に身体が反りやすい子どもは、両腕を前に股や膝関節等を軽く曲げます。
- ・ 動く方向を事前に指し示し、丁寧な動作により、安心を与えます
- ・ 更衣は動かす部分を伝え、協力の動きができ、体の位置や動きが学べます。
- ・ 車いすの昇降などの大きな動作は、動作の流れを考えて、二人で準備します。

食事の介助は

- ・ 楽しく、味わい食べることが第一です。
- ・ 自分の目や鼻で食材を確認できる姿勢をとりましょう。
- ・ 自分で食べる際はこぼしも見守ります。
- ・ 眠そうな状態で食べるのは危険です。
- ・ 噛むことや嚥下（えんげ）が難しい場合、様子を細かく観察します。
- ・ 腕を組んだり膝に置いたりして、頭が反らない姿勢にします。
- ・ スプーンは水平に口に入れます。
- ・ 噛む時は唇を閉じさせます。

もっと知りたい

専門性向上ために

- 同じチームの教員や学部のリーダーなどに聞いてみましょう。
- 自立活動担当の教員、養護教諭、栄養士、看護師、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）は、各分野のより専門的な知識や技術を持っています。

6. ティーム・ティーチングの実践

特別支援学校においては、ティーム・ティーチングによる指導が多く行われています。チームワークは、日常からの共通理解と意識的な連携により、高められていくものです。

ティーム・ティーチングのポイントについて、紹介します。



まずはここから

その1 ティーム・ティーチング（以下TTと言う）とは、複数の教員により多様な視点で子どもたちをとらえ、それぞれが協力しながら教育実践を行うことです。

その2 TTの構成メンバーは、クラス担任はもとより指導や支援のニーズによって、自立活動担当教諭、養護教諭、進路指導専任教諭、地域支援担当教諭、栄養士（教諭）なども含まれます。

その3 より良いコミュニケーションを図ることが、より良いチームワークにつながります。

その4 多様な視点による意見交換で、自身の視野も広がります。情報を共有し教員間の共通理解のもと、円滑なTTを進めましょう。

その5 授業におけるリーダー教員やサブ教員などの役割を知り、自身がやるべきことを把握しましょう。

例えば

チームによる授業では

集団で授業する場合は、リーダー教員とサブ教員の役割分担があります。

リーダー教員は、授業全体の計画を立て、授業の進行や全体の把握を行います。子どもへの全体指示はもちろん、サブ教員への指示も的確に出す必要があります。

サブ教員は、リーダー教員に授業の全てを任せる訳ではありません。担当の子どもへの指導は、サブ教員の大きな役割になります。またリーダー教員を適宜フォローするなど、授業を共につくりあげる姿勢が大切です。

より良い授業にするには、教員同士での事前の打ち合わせが重要です。各自の役割や具体的な手だてについて検討し準備することが、効果的な授業展開につながります。

教員間のコミュニケーションは

意見を聞き合える姿勢、自身の意見が言えること…お互いに話をしやすい関係づくりが大切です。

生徒下校後、清掃中、スクールバスを待つ間、休憩時間など、日頃の何気ない会話から大きなヒントを得られることもあります。日常のコミュニケーションを大事にしましょう。

大切なことは「ほう・れん・そう」

何か気になること、気がついたことはすぐにチーム内で「報（ほう）告・連（れん）絡・相（そう）談」をしましょう。教員同士で情報の共有が図られ、子ども理解の深まりや、授業や学級運営などにおける速やかな意思決定ができ、問題への早期対応が可能となります。

もっと知りたい

専門性向上のために

- 同じチームの教員や学部のリーダーなどに聞いてみましょう。
- 他学年、他学部の教員に話を聞くと、様々な経験知が語られることでしょう。
- 地域支援部や進路支援部などの教員は、連携と協働の事例が豊富です。

国や県の参考資料は？

- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」

7. 保護者を支え保護者と協力する

特別支援学校の教育は、保護者と教員が連携・協力し合いながら展開します。環境が変わる年度当初は、保護者も本人も教員も期待と不安でいっぱいです。

年度当初の心構えや配慮点、やりとりのポイントを紹介します。



まずはここから

その1 保護者はこれまでに多くのこと経験し、様々な思いを抱きながら子どもと歩んできたことを十分に尊重しましょう。

その2 子どもの成長に対する保護者の願いと思いを十分に受け止め、ともに可能性を探求しましょう。

その3 家庭生活や地域生活の状況を踏まえ、尊重すべき点や配慮すべき点をつねに考えましょう。

その4 保護者には、正確な情報提供を心がけましょう。

その5 保護者とのやりとりの内容は、つねに同僚に報告して情報の共有に努めましょう。

その6 保護者との関係に支障が生じ始めたら、一人で抱え込まずに同僚に相談してチームで対応しましょう。信頼回復には早めの対応が大切です。

例えば

連絡帳では

連絡帳は、保護者と教員が情報を共有する大切なツールです。

事務的な内容だけではなく、学校での子どもの学習や生活の様子を伝えましょう。

読み手の気持ちを考えて言葉を選びながら書きましょう。わかりやすく伝わりやすい表現を心がけましょう。

初めての面談では

伝達する内容は、同僚と事前に整理してから、面談に臨みましょう。

保護者の話を真摯に受け止めましょう。（傾聴）

伝達する場面では、一方的に話さないよう配慮し、適宜保護者に問いかけるなど、双方向のやりとりを目指しましょう。

家庭訪問では

家庭環境や地域環境、家族と子どもとの関係、地域とのかかわり、下校後や休日の過ごし方などに触れ、子どもの家庭生活の様子を把握してきましょう。

学校では見られない子どもの姿を知ることができ、子どもの理解を深めることにつながります。

質問を受けたら

保護者からの質問に対し、実践に基づかない考えや個人の見解や判断や曖昧な情報などは、その後誤解に発展し、さらには関係の悪化につながる危険性もあります。

その場では回答を保留し、同僚と相談した上で対応することが大切です。

もっと知りたい

専門性向上のために

- 同じチームの教員や学部のリーダーなどに聞いてみましょう。
- 地域支援部や進路支援部の教員は、進路相談の視点で保護者とのやりとりの経験が豊富です。

国や県の参考資料は？

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 2009 「はじめての教育相談（障害のある子どもの教育相談マニュアル）」
- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」

8. 指導や支援を計画する

障害のある子どもは、同じ学年でも、発達レベルや生活経験などが多様です。一人ひとりに応じた指導や支援が必要となります。

指導や支援の方法を検討するために、個に応じた指導・支援を計画します。ここでは計画のポイントを紹介します。



まずはここから

その1 子どもを多面的に見つめ、実態把握をしましょう。

参照:「2. 3. 子どもを理解する」

その2 保護者からこれまでの取組みや経緯を聞くとともに、引継資料やかかわってきた機関などから情報を得ましょう。

参照:「7. 保護者を支え保護者と協力する」

その3 将来的な展望を持ちながら、今何を身につけるとよいか、保護者と十分話し合ひましょう。

その4 学習面や生活面における課題などから、具体的な指導内容を考えましょう。

その5 指導に当たっては、子どもの興味・関心や特性などをいかし、教材や支援方法などを工夫しましょう。

その6 学校卒業後の生活をイメージするため、休業期間などを利用して卒業生の進路先を訪問してみましょう。

例えば

「個別の支援計画」とは

障害のある子どもが生活していく上で必要な支援を、教育、保健、福祉、医療、労働などの各機関が連携・協力して作成するものです。その書式を神奈川では、「支援シート」と呼びます。作成に当たり、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した視点に立つことが求められます。3年に1度の見直しを基本とします。

「個別教育計画」とは

一人ひとりの子どもの確かな実態把握に基づき、教育的ニーズに応じた指導目標、指導内容などを設定し、継続的、発展的な指導を一貫して行うための計画です。様式は学校や学部ごとに工夫されています。年度当初に作成します。学習指導要領の「個別の指導計画」とほぼ同義です。

二つの計画の関係性

まず生活全体に関して計画し（個別の支援計画）、次に生活全体の計画にそって、学校における教育を計画します（個別教育計画）。

特別支援学校に在籍する全ての子どもについて、「個別の支援計画」と「個別教育計画」を策定します。

大切なこと

計画すること自体が目的ではなく、計画（Plan）したことに取り組み（Do）、取り組んだことを評価し（Check）、計画や実施と照らし合わせて改善していくこと（Action）が大切です。

つまり、個にあったより良い実践は本人や保護者を主役とした、PDCAのサイクルで進められます。

もっと知りたい

専門性向上のために

- 前年度の担当者や同じチームの教員に聞いてみましょう。
- 担当する子どもの「個別の支援計画」と「個別教育計画」のつながりを検討しましょう。
- 地域支援部や進路支援部などの教員は、卒業生の事例について、詳しい情報を持っています。

国や県の参考資料は？

- 神奈川県教育委員会 2006 「支援の必要な子どものための「個別の支援計画」～支援シートを活用した「関係者の連携」の推進（改訂版）」
- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」

9. 授業をつくる

特別支援学校の授業は、子どもの実態を踏まえ、個々の教育課題に沿った授業をチーム・ティーチングで協力し合いながら創意工夫しながら展開します。

特別支援学校の授業づくりのポイントについて、紹介します。



まずはここから

その1 各教科などの年間指導計画に則り、単元毎のつながりを検討し、見通しを持ちましょう。

その2 授業対象者の個別教育計画を一通りみて、個々の子どもの特性や課題を把握しましょう。

参照：「8. 指導や支援の計画を考える」

その3 単元のねらいと総時数を踏まえて、各授業時間の目標と内容を検討しましょう。同時に個々の子どもの目標、課題、方法を検討しましょう。

その4 リーダー教員とサブ教員の役割や具体的な動きを、指導案を作成・確認する段階で検討し、「チームで授業をつくる」ことを心がけましょう。

参照：「6. チーム・ティーチングの実践」

その5 子どもの実態や活動状況を踏まえ、特に安全面に対する配慮事項を十分に検討しておきましょう。

参照：「4. 5. 子どもを理解する」

例えば

過去の実践から学ぶ

ベテラン教員から、過去の同一単元における指導案の提供や実践上の工夫点、配慮点、失敗点などについての助言を受けましょう。授業は、教員、子ども、教材、環境設定から構成されます。展開の仕方、かかわり方、教材開発、環境設定の工夫など、過去の実践には授業を改善できるポイントが沢山あります。

わかる授業、充実した授業

わかりやすい指示、見通しが持てる授業は、基本中の基本です。一例として、視覚教材（絵や写真カード）やパソコン（プレゼンテーションソフト）の活用は有効です。また子どもにとってハードルが高すぎず一人で取り組める課題は、達成感が味わえます。課題に変化をつけることで、意欲や関心を持続できます。

チーム・ティーチング

リーダー教員とサブ教員との連携が、良い授業の大きなポイントとなります。チームのメンバーによる指導案を用いた事前の確認が重要です。また授業では、予想外のことや突発的なトラブルなどが生じることがあります。その場合には、教員同士で声をかけ、フォローし合い、展開に隙間が生じないチームワークが求められます。

授業の振り返り

授業後の振り返り（授業研究）がとても重要です。授業が終了した瞬間に、次の授業の準備が始まります。授業で明らかになった課題を改善し、次の授業計画に積極的にいかします。サブ教員から、授業後に付箋などでコメントを記して貰い、その観点を次の授業にいかすこともひとつの方法です。

もっと知りたい 専門性向上のために

- 個人レベルでの検討（自身による振り返り、書籍の活用など）が日々の授業改善の基礎です。
- 授業研究会などの組織レベルでの検討は、回数は制限されるものの、多くの知見を得ることが可能となります。
- 教育センターなどの研修会では、優れた授業技術とともに、授業改善のポイントなどを学ぶことが可能です。

国や県の参考資料は？

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 「教育コンテンツ」 <http://www.nise.go.jp/blog/kyouikucontents.html>
- 神奈川県立総合教育センター 「教材・教具コンテスト」 <http://www.educctr.pref.kanagawa.jp/>

10. 将来を見据える、制度を知る

地域の中で暮らす子どもたち一人ひとりの生活の質を高めるよう、数年後の将来像や学校卒業後の将来像を教員と保護者が共に描き、自立と社会参加を目指した取組みをすることが大切になります。

ここでは、進路指導や卒業後の主な進路先、障害福祉制度などを紹介します。



まずはこちら

その1 卒業生の進路先（例えば作業所や授産施設など）を訪問し、進路先の実際や卒業後の生活状況を知りましょう。

その2 社会参加に必要な基礎的な力（例えばコミュニケーション、自己統制、移動能力など）は、小学部から段階的に積み上げていくことを理解しましょう。

その3 保護者と一緒に、家庭生活や地域生活の状況を踏まえて子どもの将来像について話し合ひましょう。

その4 生活の中で子どもが得意とすることやできることに焦点を当て、1年後、あるいは2、3年後に「もう少しでできる」ことが「できる」ことになるにはどのような指導と支援が必要か考えましょう。

その5 卒業生の事例を通して、進路決定までのプロセスを知り、障害者福祉や障害者雇用について関心を持ちましょう。

例えば

将来を見据えた進路指導

自立と社会参加を目指し、卒業後の生活を子ども・保護者・教員が共に考えましょう。地域の関係機関とも連携し、社会で活動する場を子ども自身が主体的に選択できるように、教育活動全般を通して、子どもの実態に応じた指導・支援を組織的・継続的に行いましょう。

卒業後の主な進路先

高等部卒業後の主な進路先は、県全体で見ると概ね次のような傾向があります。7割程度が障害者福祉サービス事業所（施設）と契約し、工賃労働（福祉的就労とも言う）や様々な活動を行います。2割強が就職（一般就労とも言う）します。残りの1割弱は、専攻科や大学、障害者職業訓練校などに進みます。

障害福祉制度

国は、「障害者基本法」で障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定めています。この理念に基づき、障害者の福祉サービスや障害者の雇用促進のための法律などが制定されています。身近なサービスでは、福祉事業所の利用、在宅支援、交通機関の運賃割引などがあります。自治体により内容が異なります。

障害者手帳

障害者手帳は、法令などに基づき、各地方自治体の長が交付します。手帳には障害の種類や障害程度の判定が記され、障害のある方が様々なサービスを利用するために必要なものです。
 身体障害者：身体障害者手帳
 知的障害者：療育手帳（愛の手帳）
 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳

もっと知りたい 専門性向上のために

- 同じチームの教員や学部のリーダーなどに聞いてみましょう。
- 進路指導専任教員に地域の詳しい状況を聞いてみましょう。
- 機会があれば、地域の施設等で実施される研修に参加しましょう。

国や県の参考資料は？

- 厚生労働省「障害者福祉」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/index.html>
- 神奈川県障害福祉課「障害児者のための制度案内」<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaifukusi/unsai/seidoannai/index.html>
- 神奈川県立総合教育センター 2008 『『進路学習の内容一覧－社会参加を進める力とその学習シラバス（例）』－活用ガイド』

11. 子どもの課題の改善にむけて

障害のある子どもたちには、それぞれ個別の課題があります。その課題を改善するためには、周囲の様々な人が連携・協働して支援するチームアプローチが有効です。ここでは、効果的な支援の検討のためのチームアプローチとしてケース会議などを紹介します。



まずはここから

その1 子どもの学習や生活面に関する課題、行動上で気になることを感じたら、すぐに同じクラスの教員とケース会議を開き、情報を共有して支援策について検討します。

参照：「6. ティーム・ティーチングの実践」

その2 課題によっては、校内の関係する様々な人とケース会議を開いて今後の対応を検討します。

その3 校内での検討の結果、外部の医療、福祉、労働などの関係機関と連携・協働の必要性がある場合には、相談や助言を依頼します。

例え

ケース会議のメンバー

学校では、担任を中心としてケース会議のメンバーを構成します。

校内の関係者では、管理職、自立活動担当教諭（看護師）、専門職（臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）、養護教諭、進路指導専任教諭、地域支援担当教諭、栄養士（教諭）などが挙げられます。

ケース会議の前に

対象となる子どもの情報を整理し、まとめる必要があります。内容としては、現在の課題に関連する「過去の学習や生活状況の記録」、「指導・支援の方法とその結果」、「子どもが関係・活用している外部の教育・医療・福祉・労働などの機関に関する概要と活用状況」、「居住地域の利用資源」などがあります。

ケース会議では

- ・話し合う目的、内容を明確にします。
- ・限られた時間、回数で情報を整理し、援助方針の確認や支援策の検討など、解決への手続きを明らかにします。
- ・発言は建設的な意見を心がけ、簡潔にまとめるようにします。
- ・論点や話題がずれないようにします。
- ・他者の意見を尊重して参加します。

ケース会議が終わったら

ケース会議で話し合われた内容や支援について、個別教育計画や個別の支援計画に反映させるようにします。

支援の実践については、記録をとり、ケース会議の参加者に、経過や結果について報告をします。

保護者には、経緯や支援の成果を、面談などで説明します。

もっと知りたい

専門性向上のために

- 同じチームの教員や学部のリーダーなどに聞いてみましょう。
- 子どもと関係する外部関係機関に関しては、過去に担任をしていた教員に聞いてみましょう。必要があれば保護者に確認しましょう。

国や県の参考資料は？

- 神奈川県立総合教育センター 2009 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」
- 神奈川県立総合教育センター 2009 「はじめよう ケース会議 Q&A」
- 神奈川県教育委員会 2010 「自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実」

『特別支援学校における校内研修推進ガイドブック』の作成関係者

< 調査研究協力員 >

所 属	職 名	氏 名	備 考
神奈川県立小田原養護学校	副 校 長	服部 潤子	平成21年度
神奈川県立湘南養護学校	教 頭	湯上 潔	平成20年度
神奈川県立湘南養護学校	総括教諭	武田 敏	平成20年度
神奈川県立湘南養護学校	総括教諭	佐々木 千世美	平成20年度
神奈川県立湘南養護学校	総括教諭	星 容子	平成20年度
神奈川県立小田原養護学校	総括教諭	加藤 裕之	平成21年度
神奈川県立小田原養護学校	総括教諭	山田 若男	平成21年度
神奈川県立小田原養護学校	総括教諭	加藤 みのぶ	平成21年度
神奈川県立小田原養護学校	総括教諭	高山 清一	平成21年度
神奈川県立小田原養護学校	総括教諭	酒井 喜代子	平成21年度
神奈川県立小田原養護学校	教 諭	中谷 千明	平成21年度

< 神奈川県立総合教育センター >

所 属	職 名	氏 名	備 考
進路支援課	主幹兼指導主事	井出 和夫	平成20、21年度
進路支援課	指 導 主 事	篠原 朋子	平成20年度
進路支援課	指 導 主 事	立花 裕治	平成21年度

特別支援学校における校内研修推進ガイドブック

発 行 平成 22 年 3 月
 発行者 安藤 正幸
 発行所 神奈川県立総合教育センター
 〒251-0871 藤沢市亀井野 2547 - 4
 電話 (0466)81-1582 (進路支援課 直通)
 ホームページ <http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/>

本冊子については、ホームページで閲覧できます。

再生紙を使用しています



神奈川県立総合教育センター

カリキュラムセンター（善行庁舎）
〒251-0871 藤沢市善行 7-1-1

TEL (0466)81-0188

FAX (0466)84-2040

ホームページ <http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/>

教育相談センター（亀井野庁舎）
〒252-0813 藤沢市亀井野 2547-4

TEL (0466)81-8521

FAX (0466)83-4500

